非管理文書

許可番号　第００１５００３８１７２号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　札幌市中央区北七条西十五丁目２８番地１１
氏　名　株式会社丸升増田本店　代表取締役　横山　教之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の４第１項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事　　鈴木　直道

許可の年月日　　令和５年（２０２３年）４月６日
許可の有効年月日　　令和１０年（２０２８年）３月２７日

１．事業の範囲
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類。）、廃酸（pH２．０以下のもの。）、廃アルカリ（pH１２．５以上のもの。）、特定有害産業廃棄物（第２面記載のとおり。）。積替保管なし。以下余白。

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

３．許可の条件
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

４．許可の更新又は変更の状況
（平成１５年（２００３年）　３月２８日　新規許可【小樽市】）
平成１５年（２００３年）　３月６日　許可の更新
平成１８年（２００６年）　４月１日　小樽市より移管
平成２０年（２００８年）　３月２８日　許可の更新
平成２５年（２０１３年）　３月８日　事業の一部廃止届出（感染性産業廃棄物の廃止。）
平成２５年（２０１３年）　４月４日　許可の更新
平成３０年（２０１８年）　３月２８日　許可の更新
令和５年（２０２３年）　４月６日　許可の更新

５．積替え許可の有無　　有・(無)
※当欄は、北海道内政令市の積替え保管の許可の有無を示している。

６．規則第10条の12第２項の規定による許可証の提出の有無　　有・(無)

令和８年（２０２６年）９月１０日　許可証書換交付（代表者の変更）　　（石狩振興局）

非管理文書

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

許　可　番　号　第００１５００３８１７２号
許可業者の名称　株式会社丸升増田本店

取扱う特別管理産業廃棄物（うち特定有害産業廃棄物）の種類

含有等する有害物質の種類 ＼ 廃棄物の種類	廃ポリ塩化ビフェニル等	ポリ塩化ビフェニル汚染物	ポリ塩化ビフェニル処理物	廃水銀等	指定下水汚泥	鉱さい	廃石綿等	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ	産業廃棄物を処分するために処理したもの
石綿														
アルキル水銀化合物														
水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を除く）														
カドミウム又はその化合物											○	○	○	
鉛又はその化合物														
有機燐化合物														
六価クロム化合物											○	○	○	
砒素又はその化合物														
シアン化合物											○	○	○	
ポリ塩化ビフェニル														
トリクロロエチレン										○	○	○	○	
テトラクロロエチレン										○	○	○	○	
ジクロロメタン										○	○	○	○	
四塩化炭素														
1,2-ジクロロエタン														
1,1-ジクロロエチレン										○	○	○	○	
シス-1,2-ジクロロエチレン										○	○	○	○	
1,1,1-トリクロロエタン										○	○	○	○	
1,1,2-トリクロロエタン														
1,3-ジクロロプロペン														
チウラム														
シマジン														
チオベンカルブ														
ベンゼン										○	○	○	○	
セレン又はその化合物														
1,4-ジオキサン														
ダイオキシン類														

令和８年（２０２６年）９月１０日　許可書換証交付（代表者の変更）　（石狩振興局）